

学校いじめ防止基本方針

茂原市立二宮小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

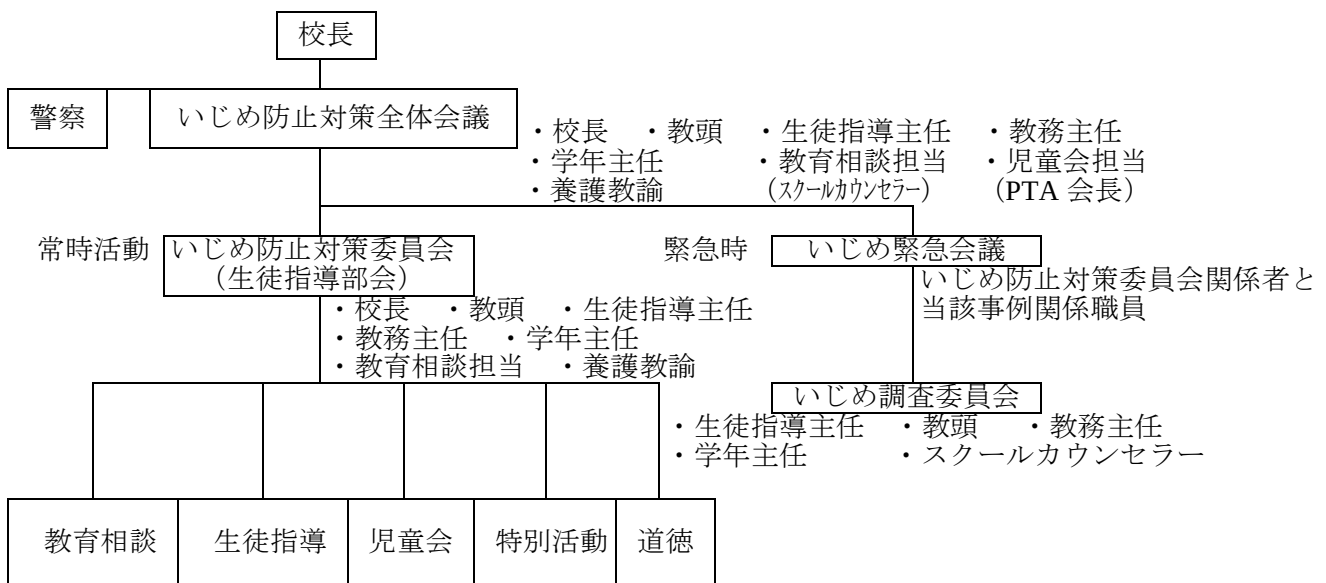
(2) 基本方針

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、二宮小学校の教職員の意見及び児童・保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- イ いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取組、いじめのない学校づくりをする。
- ウ 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- エ いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。
- オ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

(3) 内容

- ア いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）
- イ いじめに対する取組
 - (ア) いじめの防止のための取組
 - (イ) 早期発見のための取組
 - (ウ) いじめがあった場合の措置
 - (エ) 年間計画作成
- ウ 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条）
- エ 教育委員会、関係機関との連携

2 学校いじめ対策組織



3 いじめに対する取組

(1) いじめの防止のための取組

- ア 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- イ 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取組の状況を広報する。
- ウ 教職員の言葉が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることのないように十分に配慮する。
- エ 生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- オ 道徳教育の充実を図り、道徳的实践力を養う。
- カ ピア・サポートの効果的な活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- キ いのちを大切に作るキャンペーン等、児童会活動の充実を図り、児童が主体となったいじめ撲滅の取組を支援する。
- ク 「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - (ア) 各学年の状況についての情報交換
 - (イ) いじめ防止についての計画の確認
 - (ウ) いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取組

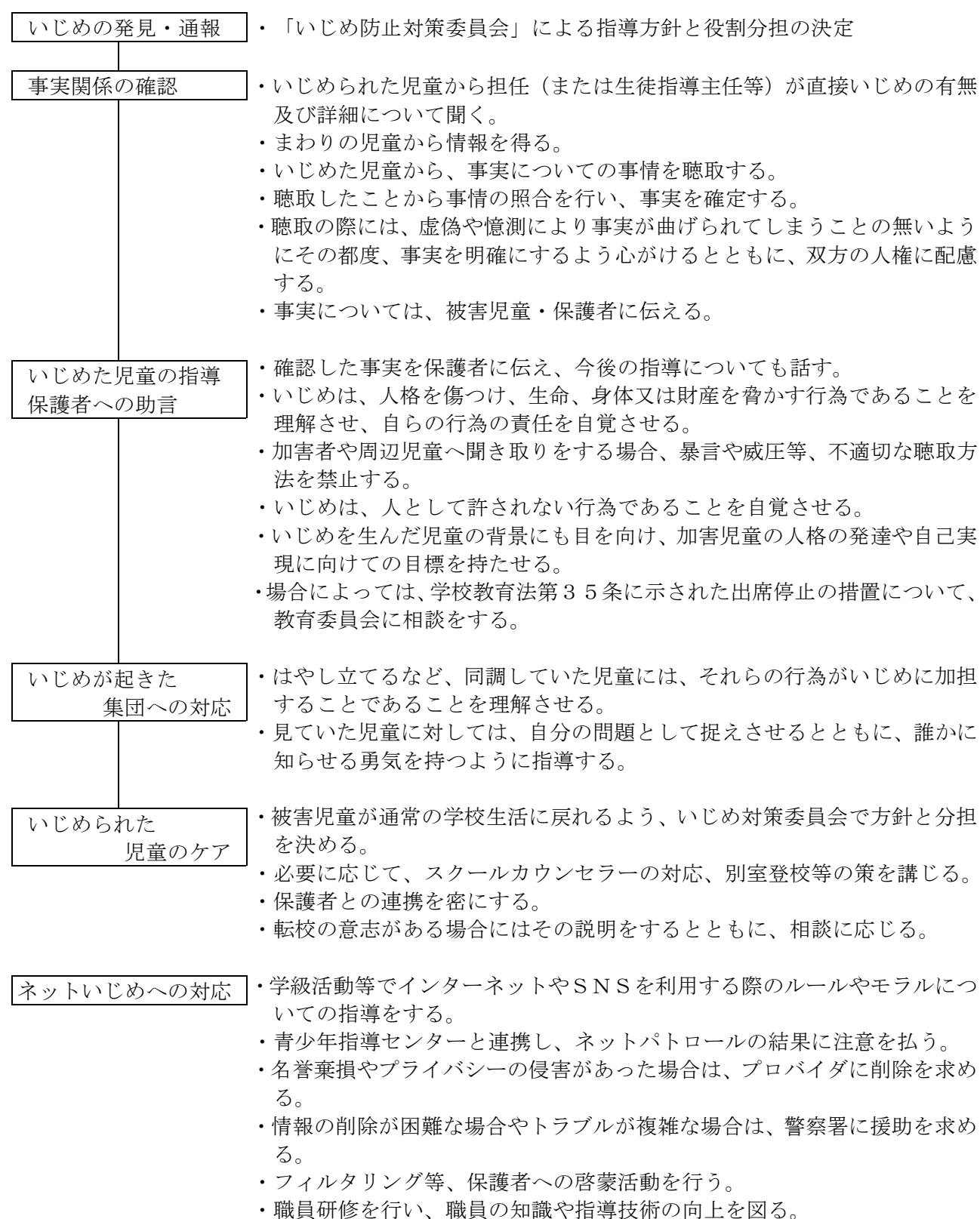
- ア アンケート調査や面談等
 - (ア) 6月・9月・1月の年間3回、いじめに関する調査を行う。
 - (イ) アンケート調査をもとに、担任(6月・9月・1月)または希望する教職員(随時)と教育相談を行う。
 - (ウ) 保護者との面談(7月、12月)の際には、いじめに関する内容を盛り込む。
- イ いじめの相談や通報等
 - (ア) 学校における相談窓口は、教頭・教務・養護教諭・生徒指導主任とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
 - (イ) 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇氣」の啓発を行う。
- ウ その他
 - (ア) 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
 - (イ) 日記や自学ノートの活用により、児童がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
 - (ウ) 保健室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
 - (エ) 昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察する等、日常的いじめの早期発見に取り組む。
 - (オ) いじめを知った場合、いじめられたらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
 - (カ) 外部の相談機関や電話相談の情報を、本人や保護者に周知する。

24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
千葉いのちの電話	043-227-3900
東上総教育事務所相談室	23-4460
外房地区少年センター	22-3741
茂原市青少年指導センター	22-4466
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446

(3) いじめがあった場合の措置

- ア 基本的な考え方
 - (ア) いじめ被害児童のケアを最優先とするが、被害児童、加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本とする。
 - (イ) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
 - (ウ) いじめ被害者や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
 - (エ) いじめへの対応は、基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
 - (オ) 所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
 - (カ) いじめ被害者が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置も考える。

イ いじめ発見時の対応の流れ



(4) 年間計画

令和7年度 二宮小学校いじめ対策指導年間計画

月	日	内容
4月	21日	第1回生徒指導・いじめ対策委員会
5月	26日	第2回生徒指導・いじめ対策委員会
6月	2日	教育相談アンケート①（全学年）
	9～13日	教育相談週間（1回目）
	30日	第3回生徒指導・いじめ対策委員会
7月	22～24日	保護者面談（全保護者対象）
9月	5日	教育相談アンケート②（全学年）
	8日～12日	教育相談週間（2回目）
	29日	第4回生徒指導・いじめ対策委員会
10月	27日	第5回生徒指導・いじめ対策委員会
11月	17日	第6回生徒指導・いじめ対策委員会
12月	11日 12日	保護者面談（希望者のみ）
1月	13日	教育相談アンケート③（全学年）
	19日～23日	教育相談週間（3回目）
	26日	第7回生徒指導・いじめ対策委員会
2月	6日	教育相談アンケート（全学年）
	23日	第8回生徒指導・いじめ対策委員会

4 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法 第28条）

ア いじめにより、児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じたとき

(ア) 自殺を企図した場合

(イ) 心身に重大な障害を負った場合

(ウ) 金品に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童が30日以上欠席を余儀なくされた場合

ウ 児童や保護者から同様の内容での訴えがあった場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応 ※重大事態の発生については、特に詳細な記録を残す。

ア 連絡体制

（発見者）→（担任）→（学年主任）→（生徒指導主任）→（教頭）→（校長）→（教育委員会）

イ いじめ対策組織の招集

(ア) いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。

(イ) いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なおいじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査

調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。

(ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- ・当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児童の安全を最優先にする。

(イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

- ・保護者の要望や意見を十分に聴く。
- ・関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。

(ウ) 調査結果の情報提供

- ・調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
- ・調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめた児童への指導

(ア) いじめた児童への指導については、「3 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。

(イ) 学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との連携をとる。

(ウ) 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者との連携を密にする。

(エ) いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていく。

オ いじめられた児童への指導

(ア) いじめられた児童への指導については、「3 (3) いじめがあった場合の措置」に準ずる。

(イ) いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとる

(ウ) まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。

5 いじめ防止対策のPDCAサイクル

〈プラン (P)〉

学校でのいじめ防止対策についての取組は、年度当初に設置された「いじめ防止対策会議」を経て方針を決定し、ホームページに公開する等して周知を図る。その際には、前年度の取組の反省、各学年のいじめの発生件数から考えられる指導の重点等、実態に応じた計画を立てるようにする。

〈ドゥー (D)〉

いじめの防止対策や未然防止を行う。いじめがあった場合は、適切な対応を行う。また当初計画の変更の必要性がある場合、柔軟に対応する。

〈チェック (C)〉

「いじめ防止取組アンケート」や学校評価の中の項目として取り扱う等、学校の内いじめに対する取組について客観的に評価をする。児童への取組だけでなく、保護者や地域についての取組も評価する。

〈アクション (A)〉

評価の中から、改善すべき課題を洗い出し、その課題についてどのような改善をするのか、その対応策を考えて次の対策に盛り込んだり重点としたりする。